

食安輸発1212第6号
平成24年12月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産果実のA型肝炎ウイルス)

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成24年12月12日付け食安輸発1212第3号)に基づき実施しているところです。

今般、ベルギー及びドイツにおいて中国産冷凍イチゴからA型肝炎ウイルスが検出されたとの情報を入手したことから、検疫所における果実に係るA型肝炎ウイルスの検査体制を整備したので、下記のとおりモニタリング検査を実施しますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

1. 対象食品
中国産果実(加熱しないで食するものに限る。)及び無加熱摂取冷凍食品(果実)
(製造工程において加熱工程があるものを除く。)
2. 検査項目
A型肝炎ウイルス
3. 検査件数
15件
4. 検体採取方法
平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」別表第4の微生物によること。
5. 検査方法
平成21年12月1日付け食安監発1201第1号「A型肝炎ウイルスの検出法について」によること。
6. その他
検査の結果、A型肝炎ウイルスが陽性となった場合には、加熱加工用として販売するよう、輸入者に対して指導すること。